

議案第 76 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

昨今の社会経済情勢を反映した人事院の勧告に鑑み、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を踏まえ、一般職の職員の期末手当の支給額を改定する必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改める。

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>第1条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 省略 以下省略</p>	<p>第1条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 省略 以下省略</p>
<p>第2条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>	<p>第2条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>

4~6 省略
以下省略

4~6 省略
以下省略